

(案)

鎌倉市地域福祉計画

(別添)

目標 6 ケアラーへの支援

令和 7 年（2025 年）3 月

鎌倉市

1 背景

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市では、令和6年、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向け、鎌倉市ケアラー支援条例を制定しました。

2 理念

ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われることが大切です。また、ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければなりません。

ケアラーへの包括的支援の必要性

ケアラーを包括的に支援するには、ケアを必要とする市民等への支援を充実させていくことも欠かせません。ケアを必要とする市民等への支援とケアラーへの支援をあわせて推進することにより、全てのケアラーの孤立を防ぎ、ケアラーが自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して、自分らしく暮らすことが可能となるからです。

ヤングケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけヤングケアラーに対する支援にあたっては、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の基本理念に則り、ヤングケアラーが成長の段階に応じて学び、必要な支援を受けることで、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるよう、特に配慮していきます。

若者ケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけ若者ケアラーに対する支援にあたっては、進学や就職、キャリア形成の面で大きな影響を受けることなく、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ自立が図られるよう、特に配慮していきます。

年齢を問わない切れ目のない支援

ケアラー支援が年齢を理由に途切れることのないように、ケアラー支援は全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないよう支援を推進します。

3 地域福祉計画への位置づけ

ケアラー支援条例に基づき、支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラーへの包括的な対応を図るため、このたび、ケアラー支援について、取り組むべき施策の方向性と具体的な取組を設定します。

また、令和6年度からはそれらを鎌倉市地域福祉計画に位置付けるため、本計画に目標6「ケアラーへの支援」を新たに設け、「背景」、「理念」、「目標」「取り組むべき施策の方向性」、「施策体系」、「具体的な取組」、「目標に向けた成果指標」について整理し、地域福祉計画推進委員会において推進状況を確認します。

地域社会でケアラーが置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、身近な地域で見守り、必要な場や人につなぎ、ケアラーが孤立することのないような環境づくりを行うことで、誰もが安心して、自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていきます。

4 目標

目標 6 ケアラーへの支援

支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラー支援を行うため、支援を必要としている全ての市民に包括的に対応していきます。

5 取り組むべき施策の方向性

(1) 広報及び啓発

(2) 体制の整備

(3) ケアラー支援に関する施策の推進

6 施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 広報及び啓発	① ケアラー支援に係る広報及び啓発 ② ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発
(2) 体制の整備	① ケアラー支援に関する施策の実施に係る体制の整備 ② 連携協力体制の整備
(3) ケアラー支援に関する施策の推進	① 人材育成 ② 情報共有 ③ 相談支援体制の整備・構築及び伴走支援 ④ つながり・支え合いの推進 ⑤ 自立支援 ⑥ ケア対象者への支援

7 具体的な取組

以降は、第2回推進委員会時に確認予定です。